

## 会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	平成30年11月27日 午後2時から午後4時00分まで
開催場所	飯塚市役所 多目的ホール1階
出席委員	石井委員、井手委員、江頭委員、熊井委員、許斐委員、桜木委員、田才委員、辻田委員、淵上委員、丸野委員、諸岡委員、渡邊暁委員、渡邊倭子委員
欠席委員	原委員、高橋委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（安藤）、同・障がい者福祉係長（久保）、同・係員（東）、同・障がい者自立支援係長（梶原）、同・係員（渡邊）
会議内容	<p><b>2. 会長・副会長の選出</b> 委員の互選により、会長に丸野委員、副会長に渡邊暁委員を選出</p> <p><b>3. (1) 第3期 飯塚市障がい者計画の推進状況について</b> [事務局説明] ○資料1-2、資料3に基づき説明 ○締切後の追加質問に対する説明</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] 【計画各論第6章～就労～（資料1：12ページ 事業番号37「市職員採用」）】 ○障害者雇用促進法では精神・知的障がい者の雇用も義務付けられている。福岡県では、昨年精神障がい者2名、身体障がい者3名を採用し、直方市では精神2名を非常勤雇用していると聞いている。法の理念に即して飯塚市でも身体障がい者に限定せず、3障がいの雇用を考えていただきたい。 ⇒（人事課）先進地として直方市のチャレンジ雇用や神奈川県平塚市の任期付職員の取組について研究しているところである。今後も研究を重ね様々な障がい者の雇用を受け入れる環境づくりに向け努力が必要であると認識している。 （事務局）直接雇用ではないが、環境施設課のクリーンセンター業務の一部の受託者であるNPO法人クリーンネットでは3障がいの方々を雇用し業務を行っている。</p> <p>○同じ部署に障がいをよく理解した職員の配置を行うことで、精神障がいの特性に合った合理的配慮を行っている自治体の事例も聞くので検討いただきたい。</p>

○法定雇用率に算入されるのは常勤職員のみか。  
⇒（ハローワーク）勤務時間や障がいの程度により変わってくる。常勤かどうかは関係ない。

### 【その他】

○有料道路の障がい者割引の制度では、療育手帳のB2の判定を受けており、かつ本人が自動車運転免許を取得して運転する場合は、身体障害者手帳と異なり、割引を受けることができないので受けられるようにならないか。

⇒（事務局）この制度は、全国の道路公社等のサービスの一環として行われる全国的な制度であり、飯塚市が単独で要望しても実現する可能性は非常に低いと思われるが、当事者が飯塚市手をつなぐ親の会を通じて、「福岡県手をつなぐ親の会」や「全国手をつなぐ親の会」の声として要望すると実現しやすいのではないかと。

○配食サービスは本人手渡しによる安否確認という原則があるため、仕事に出ている人はサービスを受けることができない。不便なので融通を利かせてほしい。成年後見制度は、4親等内の親族がいない場合に利用できるなど細かい縛りがあって利用しづらい。例えば親族であっても財産的なことは言いたくないというケースもある。柔軟に対応できないか。

⇒（会長）成年後見制度の手続きは法律で定められている。

⇒（事務局）成年後見制度の調査は親族調査にかなりの時間を要し、「市長申立」まで時間がかかっている。

○穂波福祉センターの家族風呂を利用しようとしたところ、車いす利用者に限定されて利用できず融通が利かない。

○今年の夏に災害が起きたことに関して、要支援者名簿ができているのか。あったとしても活用されているのか。

⇒（事務局）障がい者は社会・障がい者福祉課、高齢者は高齢者担当課で、それぞれの課が要支援者名簿を管理している。対象者は7,000名で、条件は75歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯、精神障がい1級、療育判定A判定の世帯であり、対象者を抽出し、本人の同意を得て名簿化している。活用方法としては、自治会の自主防災組織や本来はご近所づきあいの中で有事の際のご協力をお願いしたいと思っているが、まだ少なく課題となっている。高齢化に伴う担い手不足という問題もある。

○個人情報の保護があるのは分かるが、地域にどんな障がい者がいるのか分からない。身体障がい者の団体があるが会員が減っており、障がい者相談員の業務もあつてないようなもの。障がい者のコミュニティがあれ

ば情報発信できるし、会話の中から相談に乗ることができる。市としてはガイドブックや市報等で情報発信しているということだが、届きにくい人もいると思う。私たちには情報がないので、市が障がい者を誘導してコミュニティを再構築してほしい。コミュニティの再構築のために要支援者名簿を提供してもらおうということではないか。

⇒（事務局）災害救助法の改正により、要支援者名簿を開示できる対象者は民生委員、自治会長、消防団員、福祉委員までとなっている。人命救助に関わる場合には、必要最小限の範囲で提供できるとされている。

障がい者ガイドブックを新規手帳取得者には配布しているので、身体障がい者協会を含め各団体で作成しているパンフレット等があればご提供いただきたい。窓口で案内することができる。

## （２）第４期 飯塚市障がい福祉計画の推進状況について

[事務局説明]

○資料３に基づき説明

[委員からの意見、質疑応答]

○平成３０年４月の報酬改定により、就労継続支援Ｂ型では平均工賃月額に応じた基本報酬が設定された。体調等により一日就労できなかつたり月の利用日数が少なかつたりなどで作業能率が乏しい精神障がい者が事業所から淘汰されると県の家族会の大会で聞いた。精神障がい者が今後も安心してサービスを利用することができる環境をどう維持されるべきかを考えるうえで、そのような実態があるということを知っていてほしい。

○精神障がい者の在宅の調整に携わっているが、計画相談支援事業所に計画作成を依頼したところ件数が多いため計画が持てないという理由で在宅復帰支援が遅れたことがあった。精神障がい者に特化したホームヘルプサービス事業所でも人手不足になり、サービスに利用者が合わせることも見受けられる。飯塚市として今後どのような施策や展開を考えておられるか。

⇒（事務局）飯塚圏域には現在１７カ所の計画相談事業所があるが、２箇所廃止した事業所もある。民間活力にお願いして事業所が設置されており、市としても多くの事業所が設置されることを望んでいる。一人当たりの担当件数も多く負担が大きい事業所もある。基幹相談支援センターでは困難ケースに対応することとしているが、現在、その対応ケースについて地域の相談支援事業所との整理を行っているところである。

○市の広報の事業所情報が更新されていないと相談を受けた。事業所が増えるなか日々の更新までは難しいだろうが、国の障がい福祉サービス等

情報公表システムを活用しながら利用者が最新の情報を得やすい体制を自立支援ネットワークの活動を通して2市1町で構築していただきたい。

⇒(事務局) 圏域での情報提供としては、嘉麻市、桂川町と同じ生活圏であるので嘉麻市、桂川町に対して事業所情報の整備について情報を伝えたい。

○65歳以上は介護保険が優先になることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行するが、精神障がいの方は新しく関係性を築くことが難しく再入院することが増えている。65歳問題について飯塚市として配慮はあるか。

⇒(事務局) 国の制度上のことであるので如何ともしがたいというところが正直なところである。介護保険において重度な方々については一部障がい福祉サービスで支援される場所はあるが基本的には介護保険に移行する。

○地域移行・地域定着支援において、基幹相談支援センターによっては地域移行コーディネーターとして専門的職員を配置して精神科病院や入所施設に訪問して地域移行に向けた取組を行っているところがあるので検討されてはいかかがか。

⇒(事務局) 地域移行・地域定着支援は福祉サービスの一つとなっており、市内ではその指定を受けた相談支援事業所は5つある。そのほとんどが基幹相談支援センターに職員として配置されており、そのうち、精神保健福祉士の資格を持つ者は3名である。精神科病院からの退院支援や地域からの相談に応じて受診の勧奨を含めて地域移行・地域定着を進めているところである。また、国から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を2020年度末までに設置することを求められており、市では協議の場の設置を成果目標として設定している。自立支援ネットワークの活動として基幹相談支援センターとの運営会議で、今後どういった形で協議の場を設置できるか嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所から助言をいただきながら進めていきたい。

### **(3) ①飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク(地域自立支援協議会)の活動報告**

[事務局説明]

○資料4-1、4-2に基づき説明

[委員からの意見、質疑応答]

○なし

	<p><b>②障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組み</b>  [事務局説明]  ○資料 5 - 1、5 - 2 に基づき説明</p> <p>[委員からの意見、質疑応答なし]  ○なし</p> <p><b>③障がい者差別解消の推進に関する相談対応報告</b>  [事務局説明]</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]  ○なし</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則</li> <li>・ 資料 1 : 第 3 期飯塚市障がい者計画 平成 2 9 年度の推進状況等</li> <li>・ 資料 1 - 2 : 第 3 期飯塚市障がい者計画の平成 2 9 年度推進状況統括</li> <li>・ 資料 2 : 第 4 期飯塚市障がい福祉計画 平成 2 9 年度の推進状況等</li> <li>・ 資料 3 : 質問への回答</li> <li>・ 資料 4 - 1、4 - 2 : 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク活動報告</li> <li>・ 資料 5 - 1、5 - 2 : 平成 30 年度飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針</li> </ul>
公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開      2 一部公開      3 非公開  (傍聴者 なし)</p>
その他	